

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町森村東300番地

株式会社 京 写

代表取締役社長 児 嶋 一 登

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - 1 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyosha.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社が属するプリント配線板業界の状況は、国内の景気は緩やかな回復が続き、自動車関連や省エネ高付加価値の家電製品、映像関連等の需要増により、概ね堅調に推移しました。

海外では米中貿易摩擦の激化に伴い、期後半より中国やアジア新興国において輸出の伸びが鈍化し、実体経済にも影響が現れたことで、景気の先行き不透明感が強まりました。

このような状況の中、当社グループの国内売上は、プリント配線板事業で自動車関連分野やLED照明等の家電製品と液晶テレビ等映像関連分野の受注が好調に推移し、実装関連事業では、実装事業で航空機関連やノートパソコン向けの受注が好調であったことから前年同期を上回りました。

海外では中国で事務機分野の受注は増加したものの第4四半期に入り取引先の急激な在庫調整により家電製品やアミューズメント関連の受注が減少し、またインドネシアでも同様に在庫調整の影響を受け、LED照明等の家電製品の需要が減少し、前年同期を下回りました。

これらの結果、売上高は海外での需要減の影響を受け21,035百万円（前年同期比1.0%減 218百万円の減収）となりました。

利益面では、主材料価格の上昇に対応した製品価格の適正化は進展したものの、国内需要に対応するため増加した外注費等や主に海外での第4四半期からの急激な在庫調整の影響を受けた結果、営業利益は498百万円（前年同期比13.9%減 80百万円の減益）、経常利益は471百万円（前年同期比23.4%減 144百万円の減益）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は293百万円（前年同期比37.0%減 172百万円の減益）となりました。

企業集団の事業の種類別の状況

当社グループ企業集団の事業の種類別セグメントは単一であり、また区別すべき事業部門也没有。なお、品目別の売上高は次のとおりであります。

(売上高及び増減額：百万円、構成比及び増減率：%)

品 目 区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増・減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
片面プリント配線板	10,003	47.1	9,620	45.7	△383	△3.8
両面プリント配線板	8,387	39.5	8,375	39.8	△11	△0.1
そ の 他	2,863	13.4	3,040	14.5	176	6.2
合 計	21,253	100.0	21,035	100.0	△218	△1.0

事業セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

片面プリント配線板は家電製品等の受注が増加し、両面プリント配線板も自動車関連と映像関連の受注が増加したことでプリント配線板事業は前年同期を上回りました。実装関連事業では航空機関連やノートパソコン向けの実装事業が好調に推移しました。その結果、売上高は10,368百万円（セグメント間の内部取引高を含む、前年同期比9.8%増 926百万円の増収）、セグメント利益（営業利益）は主材料価格の上昇に対応した製品価格の適正化遅れや旺盛な需要に対応した外注費の増加等により原価を圧迫し10百万円（前年同期比87.5%減 71百万円の減益）となりました。

(中国)

片面プリント配線板は事務機や映像関連の受注は好調に推移しましたが、第4四半期に入りLED照明等の家電製品の受注が急減し、両面プリント配線板においても自動車関連やアミューズメント関連の受注が低迷した結果、売上高は10,926百万円（セグメント間の内部取引高を含む、前年同期比6.4%減 749百万円の減収）、セグメント利益（営業利益）は生産性の改善や販管費等のコスト削減により477百万円（前年同期比3.0%増 13百万円の増益）となりました。

(インドネシア)

両面プリント配線板は自動車関連向けの受注が増加し堅調に推移しましたが、片面プリント配線板で家電製品や事務機等の受注が減少した結果、売上高は2,108百万円（セグメント間の内部取引高を含む、前年同期比6.0%減 134百万円の減収）、セグメント損失（営業損失）は減収の影響により13百万円（前年同期比 20百万円の減益）となりました。

(事業セグメントの売上高及びセグメント利益)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増・減(△)	
	売上高	セグメント利益又は損失(△)	売上高	セグメント利益又は損失(△)	売上高	セグメント利益又は損失(△)
日 本	9,441	81	10,368	10	926	△71
中 国	11,676	463	10,926	477	△749	13
インドネシア	2,242	7	2,108	△13	△134	△20
消去又は全社	△2,106	26	△2,367	24	△261	△2
合 計	21,253	579	21,035	498	△218	△80

(注) セグメント利益又は損失(△)の合計額は連結損益計算書の営業利益と一致いたします。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は593百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成及び取得した主要な設備

京写（京都工場）	レーザープロッター、試作倉庫用土地
三和電子	X線検査装置及びロボドリル
京写広州	研磨水洗機及び研磨水洗乾燥機
	ワイヤーカッター
京写インドネシア	プレス機及びO S P投入機

上記設備投資の資金は、自己資金及び借入金によっております。

3. 対処すべき課題

当社グループはグローバル市場において顧客満足を第一とし、「地に足のついた経営」を進め持続した成長を目指すことを基本とし、そのために以下を経営基本方針といたしております。

- ①すべての事業活動において「安全の確保、法令の遵守、環境保全」を最優先する。
- ②顧客のニーズに応え、新技術、新工法の開発と品質向上にたゆまぬ努力を傾注する。
- ③選択と集中を進め、自社の強みを活かした分野に経営資源を集中する。

また、当社は今年創立60周年の節目を迎え、本年1月にはベトナムに新生産拠点を設立し、事業環境も大きく変化したことから、これまでの中期経営計画を見直すことといたしました。

当社が属するプリント配線板業界の状況は、米中貿易摩擦の影響を受け先行き不透明な状況にありますが、自動車の電装化、電子部品の小型化、I o TやA I技術の発展により、新たな成長分野も生まれています。これらの成長機会を捉えるため新たな戦略より、経営基盤を強化し、更なる企業価値の向上を目指します。

(1) 中期経営ビジョン

「一流になる Build Trust」

企業にとって信頼関係を構築することが最も重要であるとの考えから、会社とお客様、協力会社に加え、社員同士も互いに強い信頼関係を構築することで、一流の会社、一流の人材を目指します。

(2) 基本戦略

「企業間連携を最大活用し、独自技術に磨きをかけグローバルニッチトップメーカーになる」

激しく変化する事業環境において、多方面に事業を展開し、そのすべてを自社で行うことは難しくなりつつあるため、特定分野にターゲットを絞り、経営資源を集中させ、当社のコアコンピタンスである印刷技術を武器に様々な分野でパートナーシップを構築することで、グローバルニッチトップメーカーを目指します。

(3) 2024年3月期の経営目標

新中期経営計画は最終年度の2024年3月期に売上高320億円、営業利益15億円、営業利益率4.7%、R O E（株主資本利益率）10%を目標としております。この目標を達成するため次の6つの重点戦略を以って計画の達成を図ります。

(4) 重点戦略

①グローバル生産・販売戦略

現在の市場環境は、自動車分野では電装化、E V化や自動運転技術が進展し、家電や産業機器等の分野においてもI o TやA I、センサー技術の普及により、新たな市場が生まれています。当社グループはこれらの新たな市場に対応するため、海外において両面プリント配線板や実装関連製品の新たな拠点を立上げ、生産体制の強化を図るとともに、市場シェアや技術力で強みのある片面プリント配線板においても独自技術やソリューションの提供を武器に、グローバル市場において拡販を図る計画です。

②企業間連携戦略

現在の市場環境は、顧客ニーズの多様化と技術の高度化が進み、企業同士の協力で課題解決を進める土壌が醸成されつつあります。当社グループは、これまでの企業間連携や産学連携による事業化や、共同研究の実績を活かし、自社で全てを行うのではなく、この連携を仕入先や顧客等の取引先や同業他社に広げ、各分野の強い企業とのパートナーシップの構築により、競争力の強化や新マーケットの開拓、新ビジネスの開発を進める計画です。

③効率化戦略

現在の市場環境は、市場のボーダレス化により顧客からはグローバルでのコスト対応力を求められています。一方でI T化や自動化の普及、A I技術の進化により、これまでにない業務の効率化や労働環境の変化が起こりつつあります。当社グループは、このような環境変化の中、これまで培ってきたグローバル生産体制の活用、自動化の推進に加え、I Tやトヨタ生産方式を積極活用した業務の効率化、最適地生産等によりコスト競争力を強化する計画です。

④技術戦略

現在の市場環境は、電子部品の小型化が進み片面プリント配線板においても微細化のニーズが高まっています。またL E D分野においては、自動車用ライト等へ用途が拡大し、コスト面や放熱対応の要求が増加しています。当社グループは、これらの市場ニーズに対して、コアコンピタンスである印刷技術を武器に微細部品対応基板や低価格な放熱基板の量産体制の構築を進めており、付加価値のある片面プリント配線板の提供と印刷技術をコアとした新製品、新技術により差別化を推進する計画です。

⑤財務戦略

現在の市場環境は、貿易摩擦が激化し、保護主義が台頭する一方で自由貿易圏も拡大するなど、大きな変化が起きています。当社はこのような環境の中、将来の成長事業への優先投資を進め、早期収益化による投資回収と効率的な資源配分により、持続的、積極的な株主還元を目指し、成長実現に向けたキャッシュ・フロー経営を推進します。

⑥人財戦略

現在の市場環境は、企業に対する社会的要求が高まる中で、少子高齢化、働き方改革やＩｏＴ、ＡＩ等の技術革新等の労働環境の変化により、組織や人に求められる要求も多様化しています。当社グループは、これまで進めてきたコーポレートガバナンス体制の構築やグローバル人材の育成体制を強化し、信頼と安全の体制づくりのためＢＣＰ・ＢＣＭのグローバル展開を進めるとともに、海外実務研修等のキャリアアセスメント制度の実施により、社員一人ひとりの能力発揮による企業価値向上を目指します。

次期につきましては、上記戦略を推進する上で、

- ①海外拠点の早期立上げ
- ②マーケティングを活用した戦略的営業の推進
- ③新商品、新工法の事業化
- ④ＩＴ、ＩｏＴを積極活用し見える化、効率化の推進
- ⑤品質第一の回帰
- ⑥グループ全社員によるＣＳＲの実践
- ⑦後継者の育成

を重点課題といたしまして対処していく所存であります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況

項 目	期 別	第58期	第59期	第60期	第61期
		(2016年3月期)	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)		19,379	19,392	21,253	21,035
経 常 利 益 (百万円)		514	708	615	471
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		473	554	465	293
1株当たり当期純利益		33円04銭	38円71銭	32円50銭	20円48銭
総 資 産 (百万円)		13,342	14,526	14,795	15,558
純 資 産 (百万円)		6,502	6,536	6,922	6,887
1株当たり純資産		444円12銭	446円91銭	473円72銭	471円18銭

5. 主要な事業内容

当社グループは、プリント配線板の製造・販売を主要業務としております。

6. 主要な営業所及び工場

区 分	名 称	所 在 地
本 社	本 社	京都府久世郡久御山町
販売拠点	西日本営業部	京都府久世郡久御山町
	九州営業所	熊本県玉名市
	東日本営業部	東京都中央区
	中日本営業部	愛知県名古屋市中区
	京写香港	中華人民共和国 香港特別行政区
	上海営業所	中華人民共和国 上海市
	京写広州貿易	中華人民共和国 広東省 広州市
	京写ノースアメリカ	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンディエゴ市
	京写タイ	タイ王国 バンコク都
	京写マレーシア	マレーシア セランゴール州 ペタリンジャヤ市
	京写インドネシア	インドネシア共和国 プカシ県 リッポーチカラン市
	京写韓国	大韓民国 仁川広域市
	京写メキシコ	メキシコ合衆国 パハ・カリフォルニア州 ティファナ市
製造拠点	京都工場	京都府久世郡久御山町
	九州工場	熊本県玉名市
	新潟工場	新潟県新潟市西蒲区
	関東T E C埼玉事業所	埼玉県坂戸市
	関東T E C横浜事業所	神奈川県横浜市港北区
	三和電子株式会社	岡山県津山市
	京写広州	中華人民共和国 広東省 広州市
	京写インドネシア	インドネシア共和国 プカシ県 リッポーチカラン市
	京写ベトナム	ベトナム社会主義共和国 ハナム省 ズィティエン県

7. 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,339名	72名減

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
京写香港 (Kyosha Hong Kong Company Limited)	78,000千HK\$	100.0%	プリント配線板の販売
京写広州 (Guangzhou Kyosha Circuit Technology Co., Ltd.)	80,000千HK\$	95.0% (95.0%)	プリント配線板の製造・販売
京写広州貿易 (Guangzhou Kyosha Trading Company)	3,000千HK\$	100.0% (100.0%)	プリント配線板の販売
京写ノースアメリカ (Kyosha North America, Inc.)	200千US\$	100.0% (100.0%)	プリント配線板の販売
京写タイ (Kyosha(Thailand) Co.,Ltd.)	10,000千THB	99.9% (99.9%)	プリント配線板の販売
京写マレーシア (KS Circuit Technology Sdn. Bhd.)	200千MYR	100.0% (100.0%)	プリント配線板の販売
京写インドネシア (PT. Kyosha Indonesia)	7,000千US\$	95.5%	プリント配線板の製造・販売
三和電子株式会社	15百万円	100.0%	プリント配線板の電子部品実装及び同品質検査
京写韓国 (Kyosha Korea Co.,Ltd.)	200,000千KRW	100.0%	プリント配線板の販売
京写メキシコ (KS Circuit Mexico S.A. de C.V.)	4,000千MXN	99.9%	プリント配線板の販売
京写ベトナム (Kyosha Vietnam Co.,Ltd.)	9,000千US\$	100.0%	プリント配線板の製造・販売

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

2. 京写ベトナム(Kyosha Vietnam Co.,Ltd.)は、2019年1月に設立いたしました。

(3) 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

9. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,284 百万円
株式会社京都銀行	802
株式会社滋賀銀行	782
株式会社三井住友銀行	390
株式会社みずほ銀行	275

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 58,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,624,000株
3. 株主数 2,192名

4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 児 嶋 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	株 2,048,000	% 14.3
児 嶋 雄 二	1,155,800	8.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	706,800	4.9
株 式 会 社 エ ス ビ ー シ ー	524,000	3.7
児 嶋 淳 平	480,000	3.3
児 嶋 一 登	426,000	3.0
児 嶋 亨	426,000	3.0
池 田 朋 子	390,000	2.7
倉 林 克 巳	302,300	2.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	260,000	1.8

（注） 当社は、自己株式294,287株を保有しており、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 嶋 一 登	
取 締 役	桃 井 茂	経営企画管理・ＣＳＲ担当
取 締 役	児 嶋 淳 平	グローバル営業担当
取 締 役	日 比 利 雄	株式会社エヌビーシー 代表取締役社長
取 締 役	飯 島 貞 利	
常 勤 監 査 役	北 本 勝 則	
監 査 役	千 田 適	法律事務所 なみはや 代表（弁護士）
監 査 役	石 田 昭	公認会計士

- (注) 1. 取締役日比利雄、飯島貞利の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役飯島貞利氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役千田適、石田昭の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役千田適、石田昭の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役千田適氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役石田昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- (1)2018年6月22日開催の第60回定時株主総会において、児嶋淳平、飯島貞利の両氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
- (2)2018年6月22日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役児嶋雄二、宇多賀司、岡口全孝、田中哲の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、当然に免責とする。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	9 名	110百万円
監 査 役	3 名	17百万円
(うち社外役員)	(4 名)	(17百万円)

(注) 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役日比利雄氏は、株式会社エヌビーシーの代表取締役社長であり、同社は当社との間に製品の売買等の取引関係があります。
- ・監査役千田適氏は、法律事務所なみはやの代表であり、当社との間に特段の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役日比利雄氏は、当期開催の取締役会12回のうち9回に出席し、これまで培ってきた企業経営に関する経験からの発言を行っております。
- ・取締役飯島貞利氏は、取締役就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、これまで培ってきた企業経営に関する経験からの発言を行っております。
- ・監査役千田適氏は、当期開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役石田昭氏は、当期開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士として培われた専門的見地からの発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 PwC 京都監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 24百万円 |
| (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は、監査法人が監査している子会社

京写香港 (Kyosha Hong Kong Company Limited)
京写広州 (Guangzhou Kyosha Circuit Technology Co., Ltd.)
京写広州貿易 (Guangzhou Kyosha Trading Company)
京写タイ (Kyosha(Thailand)Co., Ltd.)
京写マレーシア (KS Circuit Technology Sdn. Bhd.)
京写インドネシア (PT. Kyosha Indonesia)

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務執行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行に関しては、組織規程、業務分掌表及び職務権限規程等に従い、各部署にて自主的な法令遵守管理を行っておりますが、法令及び諸規範等の遵守（コンプライアンス）を最優先とすることを「経営基本方針」に明記し、一人ひとりが心がけるべき規範として「行動規範」を定め、規律遵守の企業風土を醸成し、法令等違反の未然防止に努めております。また、C S R推進委員会の各種活動を通じて恒常的な改善を図っております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を定め適切に保存・管理いたしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、組織規程、職務権限規程、関係会社管理規程等に従った、当社の各部署及び担当執行役員、並びにグループ会社における自主的な管理を基礎としておりますが、当社及びグループ会社の横断的なリスク管理に関する諸規程等の設定、リスクの評価・対応策及び日常業務における管理方法の明確化等によりリスク管理体制を強化いたしております。なお、上記C S R推進委員会は、リスク管理体制の恒常的な改善を図ることも担当しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適時に開催しております。また、取締役会を補完する機関として経営会議を毎月及び適時に開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について意思の疎通及び機動的な意思決定を行っております。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社による意思決定等につきましては、当社に合議・報告すべき事項を明確にし、経営会議及び取締役会にて重要事項を管理いたしております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置については、監査役会の意見を尊重いたします。しかしながら、当面は、監査役会は専任の使用人を置くことを求めているため、監査役会が要望した場合、内部監査室が、それに基づく監査を実施し、結果を監査役会に報告することといたしております。内部監査室の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関しては、上記監査に関しては取締役の指示は受けないことといたしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて経営会議等重要会議に出席しております。加えて代表取締役、取締役及び担当執行役員、子会社責任者は、経営方針、経営・運営状況等については定期的に、また、当社グループに重大な影響を与える事実が発生又は、発生が予見される場合には、担当の取締役及び担当執行役員は監査役に報告いたしております。

また、上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じ、当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。なお、監査役に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 実施状況

取締役の職務の執行については、経営会議及び取締役会を月1回開催し、各取締役の業務執行状況の監督を行うとともに、半期毎に代表取締役が業務執行責任者にヒアリングを行う等して、適切な業務運営を実施しております。なお、これら重要会議の議事録は全て作成・保管しております。

また、グループ会社につきましては、関係会社管理規程及び関係会社職務権限表に基づき、重要事項を当社の取締役会で審議するとともに、当社の取締役及び執行役員がグループ会社の役員に就任し、また半期毎にグループ会社の業務執行責任者を集めた会議等を開催する等、グループ会社の業務が適正に行われていることを監督しております。

コンプライアンスにつきましては、当社の「行動規範」を社内外に開示するとともに、役職員に対して適宜、研修会や社内広報等を通じて、啓蒙活動を実施しております。また、リスク管理につきましては、リスク管理規程に則り、経営会議及びCSR推進委員会等を通じて、適切な管理を行っております。

(2) 監査体制

監査役は、定時又は適時に開催される取締役会に出席し、また、月1回監査役会を開催し、監査に関する重要な情報交換を行うなどして、取締役及び執行役員の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

内部監査室は、監査役と密接な連携を図りながら、内部監査計画に基づいた当社及びグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を確保する体制を確認しております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携し、法令等の遵守状況及び適正な業務の実施の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	11,185	流 動 負 債	6,787
現金及び預金	4,623	支払手形及び買掛金	3,468
受取手形及び売掛金	4,098	短期借入金	2,278
製 品	799	1年内返済予定の長期借入金	174
仕 掛 品	396	リース債務	16
原材料及び貯蔵品	865	未払法人税等	80
その他の	404	賞与引当金	179
貸倒引当金	△2	そ の 他	588
固 定 資 産	4,373	固 定 負 債	1,884
有 形 固 定 資 産	3,564	長期借入金	1,407
建物及び構築物	615	リース債務	65
機械装置及び運搬具	1,855	退職給付に係る負債	358
土地	723	そ の 他	52
建設仮勘定	137		
その他の	232		
無 形 固 定 資 産	56	負 債 合 計	8,671
投 資 そ の 他 の 資 産	751	【純資産の部】	
投資有価証券	425	株 主 資 本	6,464
繰延税金資産	148	資 本 金	1,102
その他の	190	資 本 剰 余 金	1,153
貸倒引当金	△12	利 益 剰 余 金	4,241
		自 己 株 式	△33
		その他の包括利益累計額	287
		その他有価証券評価差額金	35
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	340
		退職給付に係る調整累計額	△89
		非 支 配 株 主 持 分	135
		純 資 産 合 計	6,887
資 産 合 計	15,558	負債及び純資産合計	15,558

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,035
売上原価		17,371
売上総利益		3,664
販売費及び一般管理費		3,165
営業利益		498
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	7	
為替差益	13	
仕入割引	24	
受取手数料	7	
その他の	12	65
営業外費用		
支払利息	47	
売上債権売却損	19	
その他の	25	92
経常利益		471
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	11	25
税金等調整前当期純利益		449
法人税、住民税及び事業税		166
法人税等調整額		△18
当期純利益		301
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		293

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,102	1,153	4,062	△33	6,285
当期変動額					
剰余金の配当			△114		△114
親会社株主に帰属する 当期純利益			293		293
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	178	△0	178
当期末残高	1,102	1,153	4,241	△33	6,464

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	132	△3	511	△138	502	134	6,922
当期変動額							
剰余金の配当							△114
親会社株主に帰属 する当期純利益							293
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△96	3	△170	48	△215	0	△214
当期変動額合計	△96	3	△170	48	△215	0	△35
当期末残高	35	0	340	△89	287	135	6,887

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

当該子会社は、Kyosha Hong Kong Company Limited、Guangzhou Kyosha Circuit Technology Co., Ltd.、Guangzhou Kyosha Trading Company、Kyosha North America, Inc.、Kyosha (Thailand) Co., Ltd.、KS Circuit Technology Sdn. Bhd.、PT. Kyosha Indonesia、三和電子株式会社、Kyosha Korea Co., Ltd.、KS Circuit Mexico S.A. de C.V.、Kyosha Vietnam Co., Ltd. の11社であります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT. Kyosha Indonesiaの決算日は連結決算日と一致しております。

また、連結子会社のうち、Kyosha Hong Kong Company Limited、Guangzhou Kyosha Circuit Technology Co., Ltd.、Guangzhou Kyosha Trading Company、Kyosha North America, Inc.、Kyosha (Thailand) Co., Ltd.、KS Circuit Technology Sdn. Bhd.、Kyosha Korea Co., Ltd. 及びKS Circuit Mexico S.A. de C.V.、Kyosha Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、また、三和電子株式会社の決算日は1月31日であるため、連結計算書類の作成にあたってはそれぞれ同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② たな卸資産…当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（評価基準は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

また、在外連結子会社は総平均法による低価法によっております。

③ デリバティブ…時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主に定率法によっております。また、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

その他 2～15年

また、当社及び国内連結子会社は、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…主として売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる事項

① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を適用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段は金利スワップ取引及び為替予約取引であります。

ヘッジ対象は借入金、外貨建買掛金・未払費用であります。

当社は内部規程に基づき、変動金利支払の借入金の一部について、短期市場金利の上昇リスク軽減を目的として金利スワップ取引を行っております。外貨建買掛金・未払費用について、買掛金・未払費用の支払時のキャッシュ・フローを確定させることを目的として、為替予約取引を行っております。

なお、連結会社間取引をヘッジ対象とするデリバティブ取引はヘッジ会計を適用しておりません。

金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理を行っている取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しており、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「売上債権売却損」は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

9,318百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 14,624,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	114	8	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	114	8	2019年3月31日	2019年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、外貨建買掛金・未払費用の為替変動リスクに対して為替予約取引を実施してヘッジしております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,623	4,623	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,098	4,098	—
(3) 投資有価証券	213	213	—
資産計	8,935	8,935	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,468	3,468	—
(2) 短期借入金	2,278	2,278	—
(3) 長期借入金	1,581	1,535	△46
(4) リース債務	82	81	△0
(5) 未払法人税等	80	80	—
負債計	7,492	7,445	△47
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの			
その他流動資産	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、並びに (4) リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象となっているものは（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定債務については区分表示しておりません。

デリバティブ取引

会計方針に関する事項、ヘッジ会計の処理を参照ください。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額212百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	471円18銭
2. 1株当たり当期純利益	20円48銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	4,150	流動負債	3,385
現金及び預金	1,283	支払手形	1,209
受取手形	860	買掛金	533
売掛金	1,047	短期借入金	1,000
製品	245	1年内返済予定の借入金	162
仕掛品	202	長期リース債務	0
原材料及び貯蔵品	413	未払金	266
前払費用	32	未払費用	74
未収入金	56	賞与引当金	106
その他の他	10	その他の	32
貸倒引当金	△0		
固定資産	6,321	固定負債	1,423
有形固定資産	1,261	長期借入金	1,371
建物	243	長期未払金	52
構築物	24		
機械及び装置	311		
車両及び運搬具	0		
工具器具及び備品	66		
土地	607		
建設仮勘定	8		
無形固定資産	43	負債合計	4,808
ソフトウェア	18		
電話加入権	2	【純資産の部】	
その他の	9	株主資本	5,627
その他の他	13	資本金	1,102
		資本剰余金	1,153
		資本準備金	1,152
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	3,404
		利益準備金	44
		その他利益剰余金	3,359
		別途積立金	675
		繰越利益剰余金	2,684
		自己株式	△33
		評価・換算差額等	36
		その他の有価証券	35
		評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	5,663
資産合計	10,471	負債及び純資産合計	10,471

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		9,583
売上原価		8,175
売上総利益		1,408
販売費及び一般管理費		1,459
営業損失		51
営業外収益		
受取利息及び配当金	229	
その他の	18	247
営業外費用		
支払利息	6	
売上債権売却損	19	
その他の	0	25
経常利益		170
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		170
法人税、住民税及び事業税		30
法人税等調整額		△22
当期純利益		161

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計		
当期首残高	1, 102	1, 152	1	1, 153	44	675	2, 637	3, 357	△33	5, 579
当期変動額										
剰 余 金 の 配 当							△114	△114		△114
当期純利益							161	161		161
自己株式の 取得									△0	△0
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)										—
当期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	47	47	△0	47
当期末残高	1, 102	1, 152	1	1, 153	44	675	2, 684	3, 404	△33	5, 627

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	131	△2	128	5,708
当期変動額				
剰余金の配当				△114
当期純利益				161
自己株式の取得				△0
株主資本以外 の項目の 当期変動額(純額)	△96	3	△92	△92
当期変動額合計	△96	3	△92	△45
当期末残高	35	0	36	5,663

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

製品、仕掛品及び原材料…総平均法による原価法

貯蔵品…最終仕入原価法

（評価基準は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～47年

構築物 10～15年

機械及び装置 4～6年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～6年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…主として売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加算した額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を適用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段は金利スワップ取引及び為替予約取引であります。

ヘッジ対象は借入金及び外貨建買掛金であります。

当社は内部規程に基づき、変動金利支払の借入金の一部について、短期市場金利の上昇リスク軽減を目的として金利スワップ取引を行っております。

外貨建買掛金について、買掛金の支払時のキャッシュ・フローを確定させることを目的として、為替予約取引を行っております。

なお、連結会社間取引をヘッジ対象とするデリバティブ取引はヘッジ会計を適用しておりません。

金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理を行っている取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しており、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「売上債権売却損」は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,021百万円

2. 保証債務

金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

Kyosha Hong Kong Company Limited 296百万円
(US \$ 2,673千)

PT. Kyosha Indonesia 443百万円
(US \$ 4,000千)

計 740百万円
(US \$ 6,673千)

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 44百万円

短期金銭債務 203百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引 売上高 403百万円
仕入高 1,981百万円

営業取引以外の取引による取引高 224百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 294,287株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認等であります。繰延税金資産から控除した評価性引当額は85百万円であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械設備、事務機器及びソフトウェアの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Kyosha Hong Kong Company Limited	所有 直接100.0%	主に中国地域における当社グループ取扱製品の販売 役員の兼任等	受取配当金	223	—	—
				保証債務 (注3)	296	—	—
				製品仕入等 (注2)	1,715	買掛金 未払金	42 59
子会社	PT. Kyosha Indonesia	所有 直接95.5%	東南アジア地域における当社グループ取扱製品の製造・販売	保証債務 (注3)	443	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 保証債務は、金融機関等からの借入金に対するものであり、保証料の受領及び担保の提供は受けておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社エヌビーシー	被所有 直接3.7%	営業取引	当社製品の販売	530	売掛金	55
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社児嶋コーポレーション	被所有 直接14.3%	営業外取引	不動産の購入	26	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 当社取締役日比利雄氏は、株式会社エヌビーシーの議決権の76.4%を直接所有しております。
4. 当社取締役児嶋一登氏と児嶋淳平氏及びその近親者は、株式会社児嶋コーポレーションの議決権の100.0%を直接所有しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 395円21銭
2. 1株当たり当期純利益 11円29銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 京 写
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士	高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	江 口 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京写の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京写及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月16日

株式会社 京 写
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士	高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	江 口 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京写の2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社及び、その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「PwC京都監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「PwC京都監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社京写 監査役会

常勤監査役	北 本 勝 則	㊟
社外監査役	千 田 適	㊟
社外監査役	石 田 昭	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第61期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 8円 総額 114,637,704円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月24日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石田昭氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
いし だ あきら 石 田 昭 (1948年7月17日生)	1971年4月 監査法人等松・青木事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1984年5月 同社社員 1992年5月 同社代表社員 2004年4月 財団法人小林国際奨学財団（現 公益財団法人小林財団）監事（現任） 2012年7月 公認会計士・税理士 石田 昭事務所開設 2012年7月 当社監査役（現任） 2013年4月 関西学院大学 経営戦略研究科教授 2016年6月 フジッコ株式会社社外取締役監査等委員（現任）	— 株

(注) 1. 石田昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項の内容

①石田昭氏は、社外監査役候補者であります。

なお、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②同氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かし、職務を適切に遂行いただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③同氏の当社社外監査役就任期間は、2012年6月22日開催の第54回定時株主総会において選任され、同年7月1日に就任されてから本総会終結の時をもって7年間であります。

④当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者石田昭氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償額を超える部分については、当然に免責とする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
たか おか けん じ 高 岡 謙 次 (1954年2月7日生)	1976年4月 更谷昭三税理士事務所 入所 1988年6月 (株)ティ・アイ・エム 取締役 2012年4月 (株)高岡 取締役 (現任)	一 株

(注) 1. 高岡謙次氏と当社は、当社の経理、税務に関する業務支援契約を締結しておりますが、その取引高は僅少であり、同氏の監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。また同氏が社外監査役に就任する場合は、当該契約を解除する予定であります。

2. 社外監査役候補者に関する事項の内容

①高岡謙次氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

②高岡謙次氏につきましては、会計及び税務に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その高度な能力・見識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくために、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

③当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、高岡謙次氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当然に免責とする。

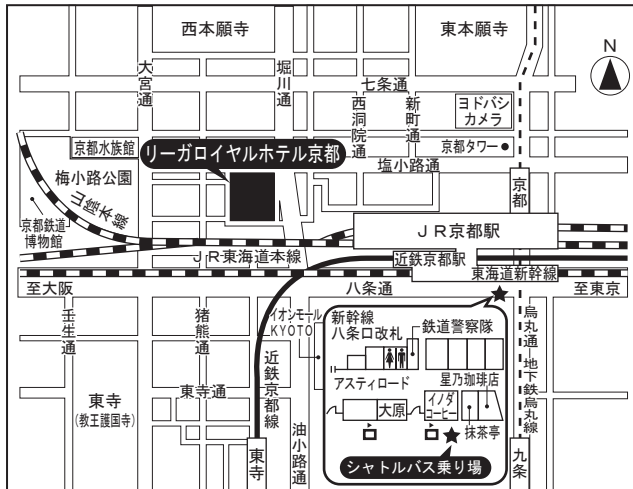
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」



- JR京都駅から西へ徒歩約7分
- ご送迎 バスサービス (無料)
 - JR京都駅南側
新幹線八条口側 ⇄ リーガロイヤルホテル京都
 - 約15分間隔にて毎日運行 (7:30~21:00)
*但し、交通事情により遅れる場合があります。
- 関西空港からJR関空特急「はるか」でJR京都駅まで75分
- 名神京都南I.Cから北方向へ約10分 (国道1号線沿)
- 阪神高速道路8号京都線
上鳥羽出入口から北方向へ10分
- 117台収容駐車場 (満車の場合は、ご容赦ください。)